

院外処方せんに関するQ & A

兵庫医科大学病院

医薬分業とは・・・

医師の診察を受けたあとに、病院・診療所でお薬のかわりに処方せんが渡されます。

これが「医薬分業」です。処方せんにはお薬の名前や種類、量、使い方が書かれています。この処方せんを街の保険薬局にもっていくと、薬剤師が薬の量や飲み合わせ等を確認の上、調剤します。患者さんには、処方せんと引換えにお薬が渡されます。

医療の高度化とともに機能分化が進み、現在の医療には様々な専門分野があります。それぞれの専門家がチームワークを組み、協力し合うことでよりよい医療の提供が図られています。医薬分業も、医師と薬剤師が協力してお薬をより安全に使っていただくための制度です。

Q 『かかりつけ薬局』を持つとなぜ良いのでしょうか？

A 院外処方せんをお持ちになるご都合の良い保険薬局(かかりつけ薬局)をお決めいただき、予め服用中のお薬をその薬局にお知らせ下さい(お薬の情報提供書やお薬手帳を保険薬局に持参下さい)。このことにより、円滑にお薬を受け取ることができます。

かかりつけ薬局は、患者さんのお住まい、職場や駅の近くなどの保険薬局を自由に選択できます。

かかりつけ薬局では、患者さんに対して安心してお薬を服用していただけるように、個人個人について薬歴を作成しており、複数の病院、医院からもらったお薬や市販のお薬との重複や飲み合わせによる副作用の防止等の安全性チェックを行っています。

また、お薬についての十分な説明や服薬時の注意事項等についても 指導してもらえます。この行きつけの薬局を「かかりつけ薬局」といいます。

Q 薬局へファックスで処方せんを送ることができるかと聞きましたが？

A かかりつけの薬局に処方せんをファックスで送っておくと、実物の処方せんを薬局に持って行けばすぐにお薬を受け取ることができます。

また、お体が不自由であったり、一人暮らしで薬局に行けない場合や、透析液のように持ち帰りが困難なお薬の場合などは、ご自宅までお薬をお届けすることも可能です。

Q 処方せんは、代理の者が持って行っても調剤できますか？

A 処方せんがあれば、ご本人でなくてもかまいません。患者さんはご自宅でお休みになり、ご家族の方などが処方せんをお持ちになっても、調剤できます。

Q お薬だけ欲しい場合は、お医者に行かなくても保険薬局で調剤できますか？

A いいえ、それはできません。

薬剤師は、お医者さんの診断の結果、症状に応じて出された処方せんにもとづき調剤しますので、その都度、受診しなければなりません。

Q 処方せんを薬局に持っていくと調剤の前にいろいろ聞かれますが、なぜですか？

A お薬を安全に使用していただくために必要なことをお聞きします。

例えば、以前にお薬で副作用やアレルギーが起きたことはなかったか、他にどんなお薬を服用しているかなど、心配が無いことを確認して調剤します。

なお、一度お聞きしたことは薬歴に記録しておき、次回の調剤に役立てます。かかりつけの薬局を決めておくと、あなたの使用のお薬(2カ所以上の医療機関からのお薬や大衆薬等)の重複や相互作用をチェックできるので、より一層安全なお薬の使用が期待できます。

Q 医薬分業のメリットは？

A: 医師が診療に専念し、薬剤師が調剤することにより、お薬の使用がより安全になります。

処方せんにより、あなたのお薬の処方内容が明らかになります。

かかりつけ薬局ではあなたのお薬に関する記録を保管しています。お薬に対するアレルギー、副作用等を記録しておくことで、あなたの服用するお薬の安全性を高めることができます。

他の病院や診療所の処方と同じ薬が重複していたり、危険な飲み合わせがある場合など処方内容に疑問がある場合、薬剤師が医師に問い合わせ、その結果、処方内容の変更や、処方中止等の処置がとられることもあります。

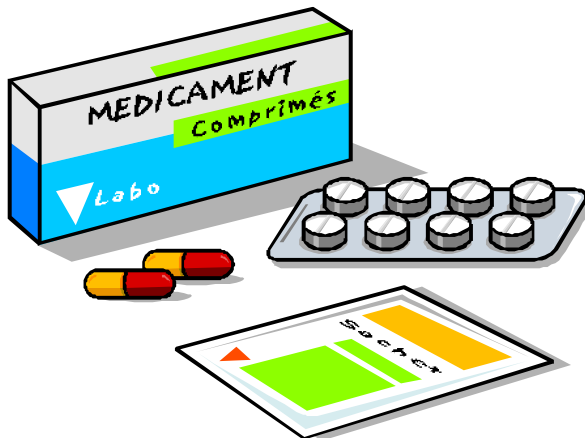
飲み忘れ・飲み間違いを防ぐため、1回に飲むお薬を一包にまとめたり、お薬の名前や飲み方、効能・効果や副作用などの情報を書いたメモをお渡しして説明をしたり、お薬手帳や健康手帳にお薬の情報などの記録もします。特に複数の医療機関や診療科を受診している患者さんは、是非1カ所「かかりつけ薬局」を決めて、処方せんによる調剤を受けられることをお勧めします。

Q お医者さんで出るお薬よりも料金が高いのはなぜですか？

A 処方せんにより薬局でお薬を受け取る場合、病院から直接お薬をもらうよりも患者さんの負担は若干高くなります。

これは、薬局では患者さんのお薬の使用歴（薬歴）を記録したり、丁寧な服薬指導を行うことによるものです。

なお、病院や医院と同じように、薬局でも老人保健、乳児医療、労災保険等が適用になります。



Q 処方せんは、いつまでに薬局へ持っていけばいいのですか？

- A 処方せんの使用期間は健康保険法により、処方せんを交付した日を含めて4日以内と決められています（日曜・祭日も含まれますので、注意してください）。
使用期間内に処方せんを保険薬局に持っていき、お薬を受け取ってください。
なお、何らかの理由により4日間以内に処方せんを薬局に持参できない時は、
受診された時に、医師にその旨を話して下さい。医師の了承があれば有効期限を
延ばすこともできます。

Q 「くすり屋さん」なら、どこでも処方せんが調剤できますか？

- A お薬を扱う店には「薬局」と「薬店」がありますが、「薬局」であればどこでも処方せんにより調剤できます。「調剤室」があり、薬剤師が必ずいるところが薬局です。
また、「保険薬局」、「保険調剤」、「処方せん受付」などの表示があるところは必ず薬局ですので、どこでも調剤できます。